

# **那須塩原市公立保育園在り方検討会報告書**

**令和4年3月**

**那須塩原市公立保育園在り方検討会**



# 那須塩原市公立保育園在り方検討会報告書 目次

<b>I はじめに</b>	1
1 検討の趣旨	
2 検討の位置づけ	
<b>II 保育を取り巻く現状と課題</b>	3
1 那須塩原市の保育に関する現状と課題	
2 公立保育園における現状と課題	
3 全国的な現状と課題	
<b>III 公立保育園の役割</b>	11
1 保育園等の在るべき姿と市の責務	
2 公立保育園の役割	
3 公立保育園の民営化の必要性	
<b>IV 公立保育園の在り方</b>	14
1 基本的な考え方	
2 公立保育園の在り方	
<b>V 公立保育園の保育サービスの在り方</b>	16
1 公立保育園の保育サービスの現状	
2 公立保育園の保育サービスの在り方	
<b>VI おわりに</b>	19
1 さらなる子育て環境の充実に向けた提言	
2 おわりに	
<b>参考資料</b>	23
1 検討の経過	
2 那須塩原市公立保育園在り方検討会設置要領	
3 検討会委員名簿	

# I はじめに

## 1 検討の趣旨

那須塩原市においては、第2期那須塩原市保育園整備計画（以下「保育園整備計画」という。）に基づき、公立保育園の民営化や市内幼稚園の認定こども園への移行、私立保育園や認定こども園等の新規開園などの待機児童対策、病児・病後児保育など多様化する保育ニーズへの対応など、様々な施策を推進してきた。これらの施策の成果として、那須塩原市における待機児童数は着実に減少し、令和3年4月1日現在の待機児童数はゼロとなった。

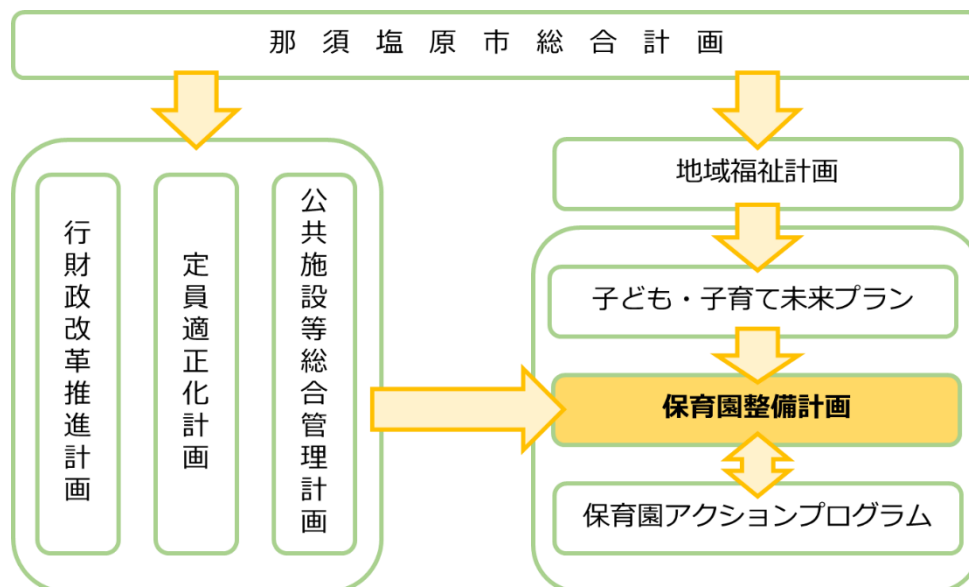
一方で、全国的な課題となっている少子化は、那須塩原市においても例外なく進んでおり、今後も就学前児童数の減少は避けられないことから、利用児童数の減少に伴う定員割れ等により、運営が困難となる私立保育園・認定こども園・地域型保育事業等が発生することも想定される。また、利用児童数は減少するものの、様々な就労形態等による保育ニーズの多様化は、引き続きの課題となってくると見込まれる。

そのため、近い将来の保育需要の減少や多様化する保育ニーズに対応した公立保育園の在り方を示す必要があることから、学識経験者や市内保育施設運営者、子育て関係NPO代表者等による「那須塩原市公立保育園在り方検討会(以下「検討会」という。)」を設置した。検討会では、保育に関する現状や課題等を踏まえ、中長期的な視座に立って、今後の公立保育園の役割・在り方・保育サービス等について検討を行った。

本書は、全4回の検討結果を取りまとめ、報告するものである。

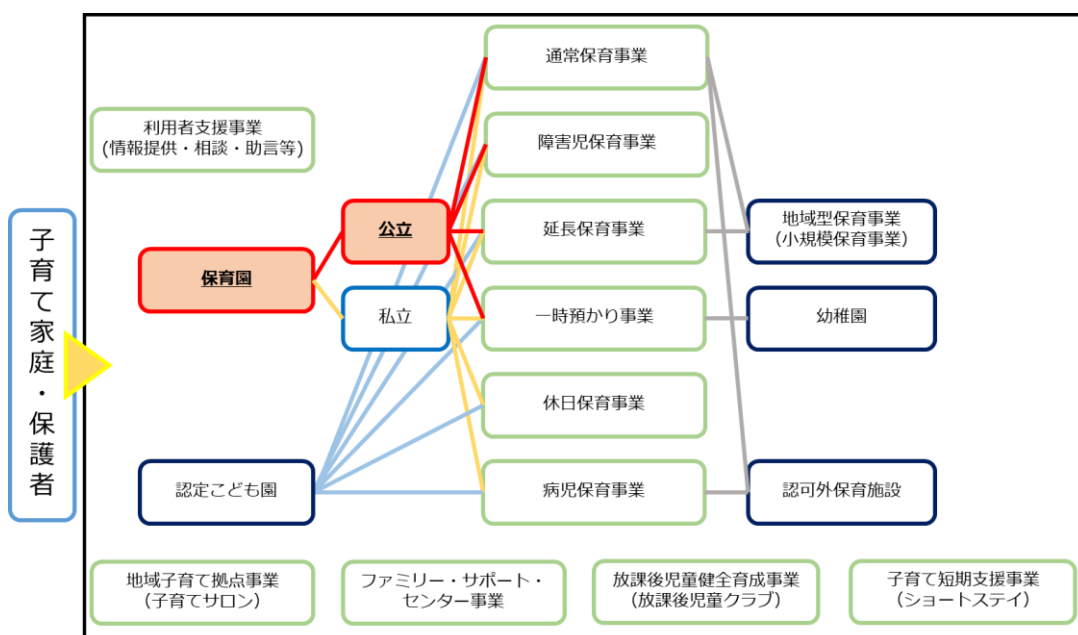
## 2 検討の位置づけ

保育園整備計画の「施策5：公立保育園の今後についての検討」に基づき、公立保育園の在り方について検討を行った。



図表1：保育園整備計画の位置づけ（各計画との関係図）

なお、この報告書は、保育園の中で、市が直接設置・運営する「公立保育園」の在り方等についての検討を取りまとめたものである。本書の内容を踏まえ、今後、那須塩原市において、保育園整備計画の見直しを図っていくものである。



図表 2：子ども・子育て未来プランにおける主な保育・子育て支援サービス

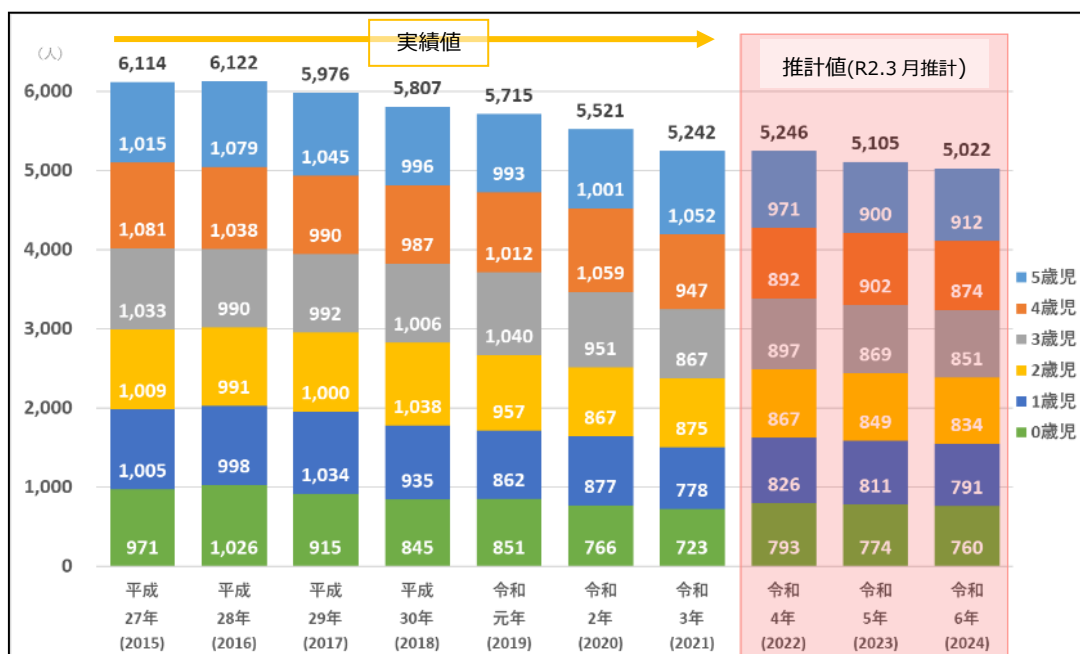
## II 保育を取り巻く現状と課題

### 1 那須塩原市の保育に関する現状と課題

#### (1) 就学前児童数の推移

- ・就学前児童数(4月1日現在)は、近年では平成28年の6,122人をピークに、減少の一途をたどっている。令和3年には、5,242人となっており、5年間で880人が減少し、少子化の傾向が顕著に見られる。
- ・令和2年3月（第2期那須塩原市子ども・子育て未来プラン策定時）の推計では、令和4年に0歳児が793人と見込んでいたが、実際には令和3年の0歳児数が723人であることから、推計よりも速いスピードで少子化が進展していることが読み取れる。

【課題：急速な少子化の進展への対応】

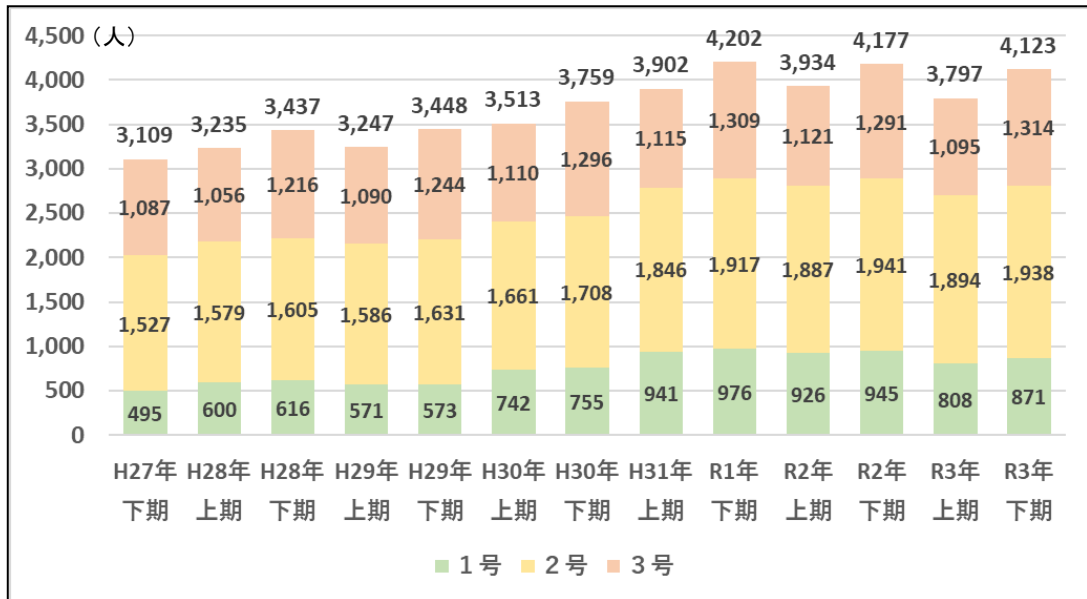


図表3：就学前児童数の推移（各年4月1日現在）

#### (2) 保育園等入園児童数の推移

- ・保育園・認定こども園・地域型保育事業等（以下「保育園等」という。）の入園児童数(4月1日現在)は、平成27年度から令和2年度までの5年間で1,022人増加している。保育園等入園児童数の増加は、全国的な傾向として見られ、本市においても女性の就業率の上昇に伴う共働き世帯の増加などにより、保育需要が高まったことが要因と考えられる。
- ・今後も同様の傾向が続くものと思われるが、少子化による入園児童数の減少も勘案し、保育の提供体制を整えていくことが必要となる。

【課題：少子化に対応した提供体制の構築】

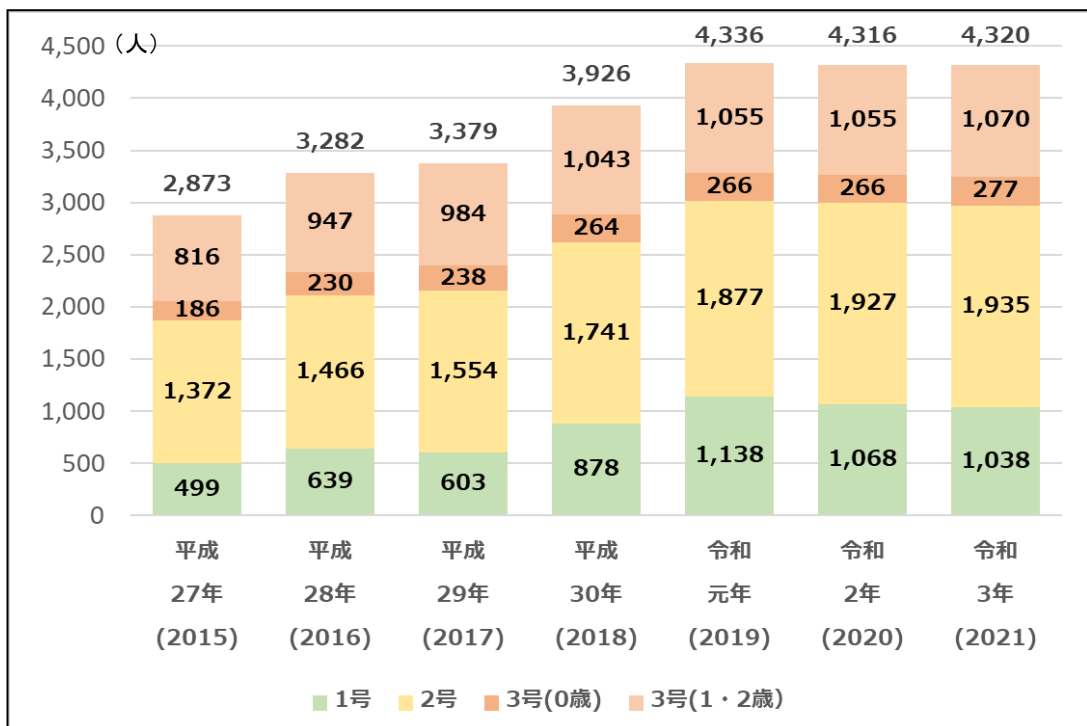


図表4：入園児童数の推移（各年上期4月1日現在、下期10月1日現在）

### (3) 保育園等利用定員の推移

- ・ 保育園等利用定員は、平成27年度から令和3年度までの6年間で1,447人増加している。認定こども園や地域型保育事業の設置、待機児童対策による教育・保育施設の定員増により年々増加している。
- ・ 待機児童対策のため、定員の確保を図ってきたが、さらに少子化が進行した場合は、定員が余剰となることが懸念されることから、市としては定員調整の方針を示す必要がある。

【課題：少子化に応じた定員調整の検討】

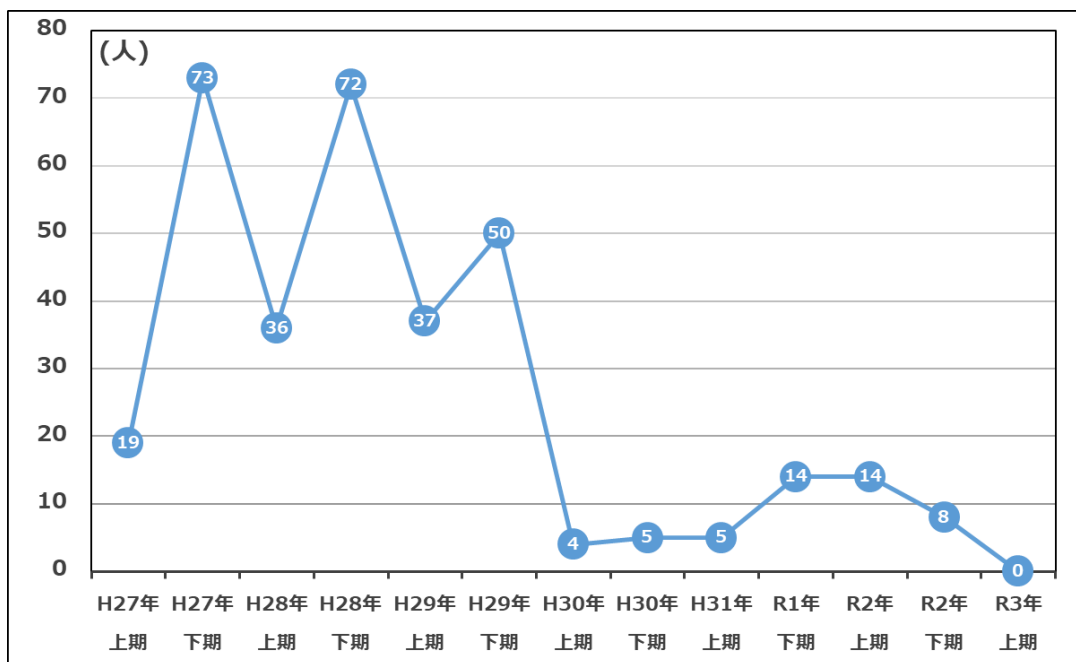


図表5：保育園等利用定員の推移（各年4月1日現在）

#### (4)待機児童数の推移

- ・近年の待機児童数は、最も多い時で平成27年10月1日の73人であったが、民間保育施設整備等の定員増により、年々減少し、令和3年4月1日には0人となった。
- ・平成29年10月1日以降、3歳児以上の待機児童は発生しておらず、0歳児を中心に発生している。
- ・今後も0歳児を中心にニーズが高くなることが見込まれるが、利用定員が余剰とならないよう配慮しつつ、引き続き待機児童の発生を抑えていく必要がある。

【課題：待機児童ゼロの継続】



図表6：待機児童数の推移（各年上期4月1日現在、下期10月1日現在）

#### (5)要支援児※数の推移

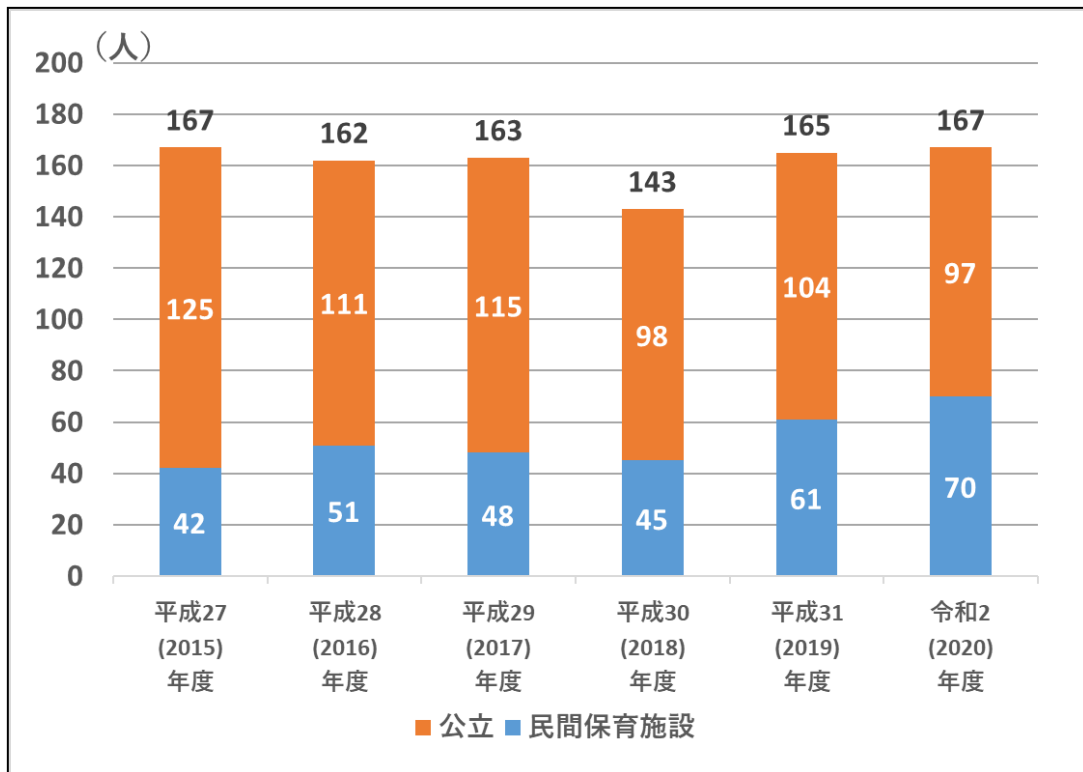
- ・平成27年度から令和2年度までの保育園等における加配のついた要支援児の数は、ほぼ横ばいとなっている。
- ・設置主体別で見ると、公立保育園での受入れが多くなっている。
- ・令和2年度の入園児童数に対する要支援児数の割合は、公立保育園では10.9%、民間保育施設では3.2%となっており、公立保育園の方が要支援児の割合が高くなっているが、今後は市全体での要支援児の受入体制の充実が必要となる。

【課題：要支援児の受入体制の充実】

##### ※要支援児

保育園等での生活において特に配慮が必要な児童であり、通常の配置基準に加えて保育士を配置（加配）している児童のこと。





図表7：要支援児数の推移（各年度末現在）

### (6)特別保育の実施状況

- ・保護者の就労形態の多様化や共働き世帯の増加などに伴う保育需要に対応するため、「延長保育（標準時間・短時間）」「一時保育」「休日保育」「病児・病後児保育」が各園において実施されている。
- ・一時保育や休日保育、病児・病後児保育の市内保育園等全施設での実施率は25%未満となっており、今後、これらの充実が求められることも予想される。

【課題：多様な保育サービスの提供・充実】

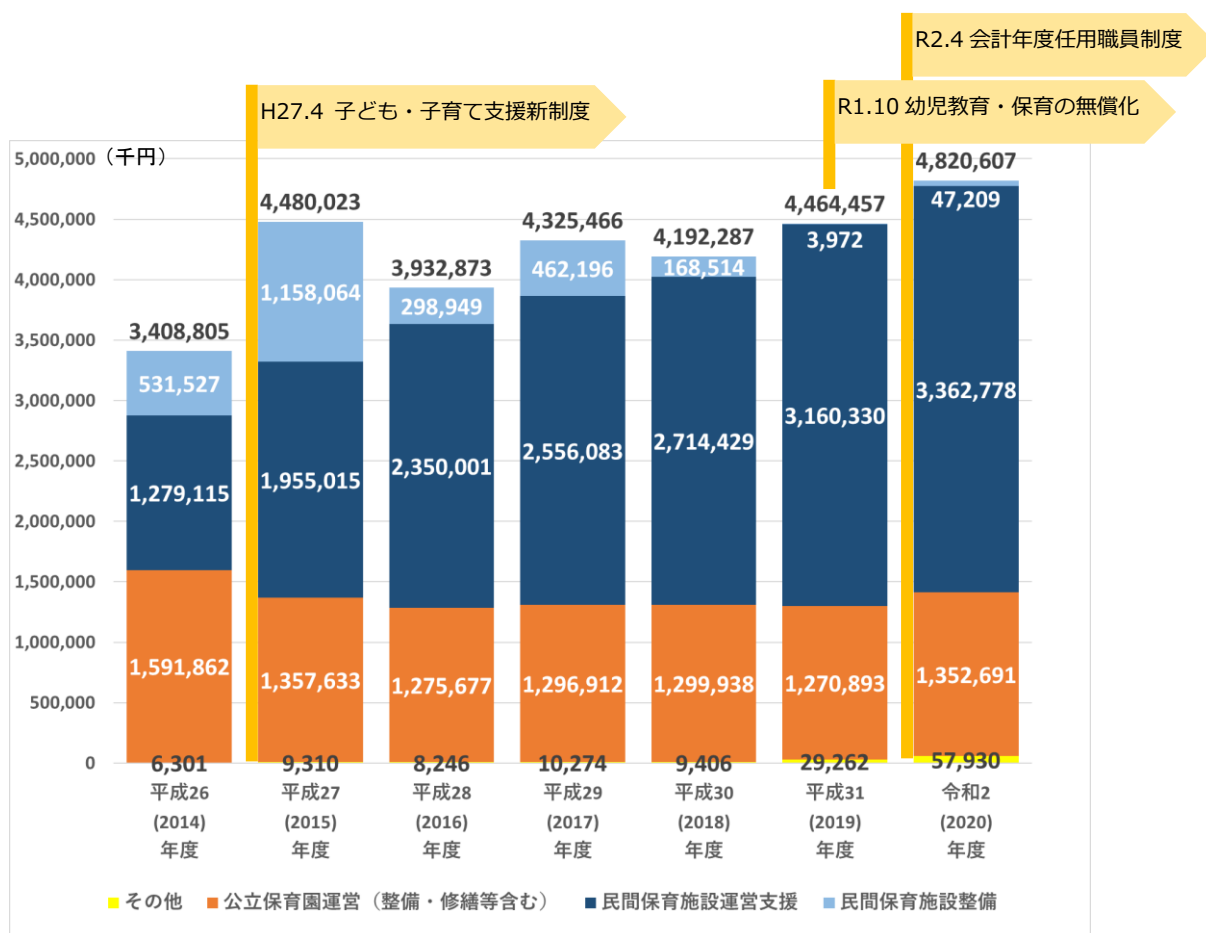
保育サービスの種類	保育園		認定こども園		地域型	民間保育施設計	合計
	公立	私立	幼保連携型	幼稚園型	小規模		
実施施設数 / 実施率							
延長保育（短時間）	10 100%	13 100%	8 100%	2 100%	9 100%	32 100%	42 100%
延長保育（標準時間）	4 40%	10 77%	5 63%	1 50%	3 33%	19 59%	23 55%
一時保育（一時預かり）	2 20%	6 46%	1 13%	0 0%	0 0%	7 22%	9 21%
休日保育	0 0%	1 8%	2 25%	0 0%	0 0%	3 9%	3 7%
病児・病後児保育	0 0%	1 8%	1 13%	0 0%	0 0%	2 6%	2 5%
子育てサロン	1 10%	5 38%	1 13%	2 100%	0 0%	8 25%	9 21%

図表8：特別保育の実施状況（令和3年4月1日現在）

## (7) 保育関係歳出決算額の推移

- ・那須塩原市の保育関係歳出決算額は、年々増加傾向にある。幼児教育・保育の無償化の影響もあり、今後も続いていくことが想定される。
- ・公立保育園の運営費は、保護者が負担する保育料以外は市の一般財源のみとなっている。また、公立保育園の施設整備についても、民間保育施設と異なり国庫補助がなく、すべてが市負担となることから、施設整備の財源確保は極めて困難な状況である。
- ・今後、人口減少により、市全体の財政状況がさらに厳しくなることが予想されることから、健全な行財政運営を持続するため、選択と集中による事業の展開が求められる。

【課題：選択と集中による事業展開】



図表9：保育関係歳出決算額の推移

■運営費

【公立保育園】

市 10/10	利用者負担分
---------	--------

※無償化対象  
国・県負担なし

【民間保育施設】

国 1/2	利用者負担分
県 1/4	
市 1/4	

※無償化対象  
国・県負担あり

\* 幼児教育・保育の無償化により、3歳児以上、市県民税非課税世帯の0~2歳児の利用者負担分を公費で負担  
(公立は市10/10負担、民間は国・県負担あり)

■施設整備費

【公立保育園】

市 10/10
---------

【民間保育施設】

国 1/2
市 1/4
事業者 1/4

図表 10 : 公立保育園・民間保育施設の財源比較

## 2 公立保育園における現状と課題

### (1) 保育士の配置状況

- ・令和3年4月1日現在、保育士として任用されている正職員(再任用職員含む)は107人で、公立保育園には104人が配置されている。
- ・30～40代の職員が若干多いものの、比較的年代バランスよく任用されている。
- ・会計年度任用職員は、常勤95人、非常勤92人が任用されている。常勤換算値では約150人で、会計年度任用職員の割合は59.1%となっている。非正規雇用の保育士に頼っている状況で、保育の質の確保や保育士の労働環境の改善等の観点から、正職員保育士の比率を改善させる必要がある。

【課題：正職員保育士の比率向上】

正職員					会計年度任用職員			計 I (E + H)	会計年度 任用職員 割合(%) (H / I × 100)
園長 A	副園長 B	保育士 C	育休等 D	小計 (A ~ D)	常勤 保育士 F	非常勤 保育士 G※	小計 H (F + G)		
10	10	77	7	104	95	55.1	150.1	254.1	59.1

図表 11：保育士の配置状況表

※Gは常勤換算値

	20代	30代	40代	50代以上	計
人数	17人	31人	39人	20人	107人
割合	15.9%	29.0%	36.4%	18.7%	100%

図表 12：正職員保育士の年齢別人数と割合

### (2) 公立保育園の施設状況

- ・耐用年数を経過している施設が、10施設中6施設となっており、うち4施設は10年超の施設となっている。全ての施設において、耐震性は確保しているものの施設の老朽化が著しい。
- ・施設の老朽化対策は、公立保育園に係る施設整備の財源確保は極めて困難な状況であるため、国庫補助が活用できる民営化による建替え等を考慮しつつ検討する必要がある。
- ・保育園用地を借地している施設が2施設あり、土地の賃借料が継続的に発生している。将来に渡って、安定的かつ効率的に行政サービスを提供していくため、借地の解消を図る必要がある。

【課題：施設の老朽化対策・借地の解消】

保育園名	定員	開設年月	建築年月	経過年	耐用年数 経過年数	構造	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
さくら保育園	90	S28.5	H7.2	26年	(残20年)	鉄筋コンクリート造2階建て	686.20	2,664.00	
ひがしなす保育園	120	S36.7	H1.2	32年	11年	木造平屋建て	757.34	3,369.72	
たかはやし保育園	90	S40.5	H14.2	19年	(残2年)	木造平屋建て	622.73	3,000.42	
なべかけ保育園	60	S41.5	H11.7	22年	(残0年)	木造平屋建て	374.22	2,358.82	
わかば保育園	120	S46.10	S46.9	49年	28年	木造平屋建て	540.27	4,712.54	借地
さきたま保育園	120	S56.4	S56.2	40年	7年	鉄筋造平屋建て	636.28	2,716.20	
永田保育園	120	S49.5	H27.3	6年	(残27年)	鉄骨造平屋建て	861.02	3,315.50	
三島保育園	100	S52.4	S52.3	44年	23年	鉄骨造平屋建て	767.69	3,280.00	借地
南保育園	100	S58.4	S58.3	38年	5年	鉄骨造平屋建て	734.60	4,566.00	
大貴保育園	60	S37.4	S62.12	33年	12年	木造平屋建て	499.57	3,017.00	

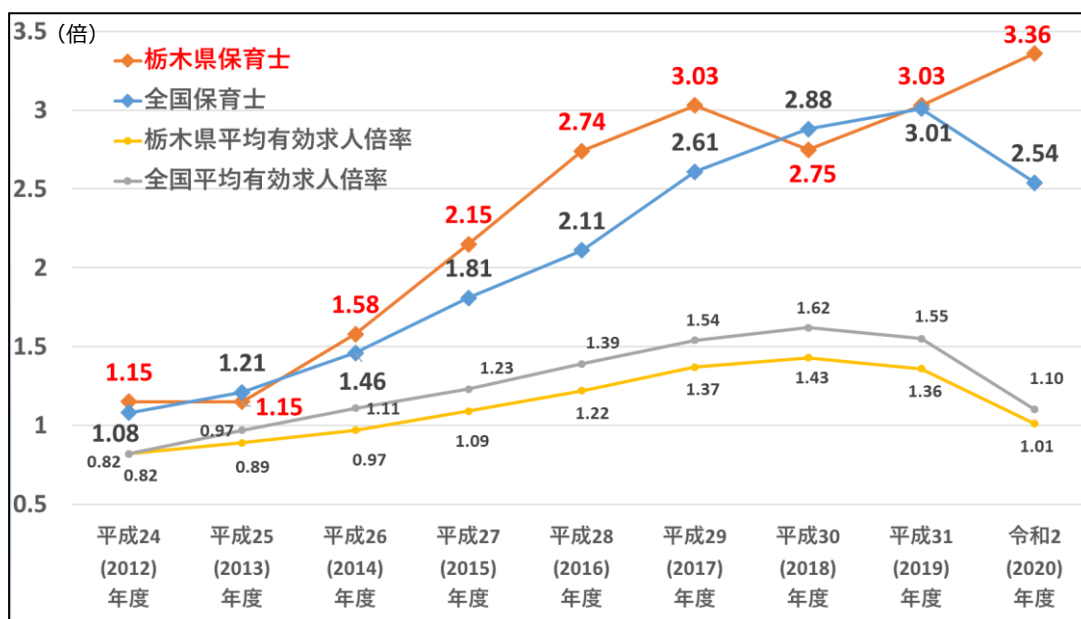
図表 13：公立保育園の施設状況

### 3 全国的な現状と課題

#### (1) 保育士の有効求人倍率

- ・保育士の有効求人倍率は、近年増加傾向にあり、保育需要の高まりとともに保育士の確保が困難になっている状況である。
- ・令和2年度の栃木県の保育士の有効求人倍率は、3.36倍となっており、全国の保育士の有効求人倍率と比較しても、高い傾向となっている。
- ・令和2年度の栃木県の平均有効求人倍率は1.01倍で、全国では1.10倍であることから、保育士は確保が難しい業種であることがわかる。
- ・保育の提供に当たっては、保育士が欠かせないことから、効果的な保育士確保の取組を検討、実施していくなど保育士不足への対応を行っていく必要がある。

【課題：保育士不足への対応】



図表 14：保育士の有効求人倍率の推移

### Ⅲ 公立保育園の役割

#### 1 保育園等の在るべき姿と市の責務

保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領、前述の「Ⅱ 保育を取り巻く現状と課題」などを踏まえ、公立・私立の区別なく保育施設としては、以下のように在るべきで、それに対する市の責務は次のとおりである。

保育園等の在るべき姿	市の責務
<b>①保育が必要な児童を受け入れられる施設</b> 待機児童が発生しておらず、需要と供給のバランスが整っている。	量の確保
<b>②質の高い保育を提供できる施設</b> 施設の安全性・快適性・保育内容の質の維持・向上等、良質な保育環境が整っている。	質の確保
<b>③多様化するニーズに対応できる施設</b> 延長保育、休日保育、病児・病後児保育、一時保育等、保育ニーズに応じたサービスを提供することができる。	多様なサービスの提供
<b>④地域の子育て支援拠点</b> 関係機関等との連携が充実し、地域や社会全体で子育て家庭を支えていくことができる。	切れ目のない支援の提供
<b>⑤保育ニーズに継続的・安定的に対応できる施設</b> 人材や財源等を確保し、将来のニーズに対しても適切に対応することができる。	持続可能な行財政運営

#### 保育所保育指針（抜粋）

##### 1 保育所保育に関する基本原則

##### (1) 保育所の役割

ア 保育所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。

イ 保育所は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。

ウ 保育所は、入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである。

エ 保育所における保育士は、児童福祉法第18条の4の規定を踏まえ、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行うものであり、その職責を遂行するための専門性の向上に絶えず努めなければならない。

## 2 公立保育園の役割

保育園等の在るべき姿の実現のため、公立保育園が担っていくべき役割は次のとおりである。

### ① 児童のセーフティネットとしての役割

児童相談所や市子ども・子育て総合センター等関係機関との連携が欠かせないなど配慮を必要とする児童の受入れや災害時における受入れ、民間事業者の参入希望がない等民間での運営が難しい地域での運営など、児童のセーフティネットとしての役割。

### ② 定員調整機能としての役割

少子化の進行に伴い、供給過多になるおそれがある場合の利用定員の調整や年度途中の受入れ枠を確保するための年度当初の受入調整など、市全体の需給調整機能としての役割。

### ③ 市全体の保育の質の向上を牽引する役割

これまで蓄積した専門的な知識や経験を活用し、保育の質の維持・向上を図るとともに、その内容を保育園等と共有し、市全体の保育の質の向上を牽引する役割。

### ④ 地域の子育て支援拠点としての役割

行政機関としてのネットワークを活かし、市子ども・子育て総合センターを始め関係機関との連携を充実させ、子育て家庭を適切に支援する役割。また、小規模保育事業の連携施設としての役割。

## 3 公立保育園の民営化の必要性

保育ニーズに継続的・安定的に対応できる公立保育園であるためには、人材や財源等を確保し、将来のニーズに対しても適切に対応していく必要がある。そのためには、定員適正化計画に基づく計画的な雇用により、年代のバランスよく質の高い人材を確保していくとともに、効率的な保育園運営を行っていく必要がある。

「Ⅱ 保育をとりまく現状と課題」で示しているとおり、就労形態の多様化や共働き世帯の増加などに伴う多様な保育サービスは今後も充実が求められることが想定される。また、公立保育園の施設老朽化は著しく、予算の確保が非常に厳しい中、老朽化対策を行っていかねばならない。

公立保育園の民営化に際しては、民間活力により、一時保育や休日保育などの多様な保育サービスの拡充が図れ、建替え等による施設の老朽化対策も併せて行うことができる。また、民営化しない公立保育園での正職員の集約につながり、正職員保育士比率の改善による保育の提供体制の充実により、市全体の保育の質とサービス向上を図ることができる。

以上のことから、限られた資源の中で、良質な保育環境の整備を行っていく手法として公立保育園の民営化は効果的であるため、引き続き推進していく必要がある。



## IV 公立保育園の在り方

### 1 基本的な考え方

- ①公立保育園の役割を担うため、各地区（「黒磯地区」「西那須野・塩原地区」）に公立保育園を1園以上配置する必要がある。
- ②多様化する保育ニーズに対応するとともに、効率的・効果的に保育環境を整備するため、引き続き公立保育園の民営化を推進する必要がある。
  - ▶具体的には、以下の要件をどちらも満たす園を民営化の対象とする。
    - ・少子化が進展した場合においても、保育ニーズが高いことが見込まれ、経営の安定が見込める園
    - ・施設の老朽化が著しく、民営化の際に、施設整備（園舎の新築等）を行うことで、保育環境の改善を図ることができる園
- ③民間保育施設とバランス良く共存していくことができるよう、周辺地域の保育需要や人口減少の動向、民間保育施設の設置状況等を考慮し、一定数の廃止も検討していく必要がある。
- ④公共施設等総合管理計画に基づき、施設を管理していく必要がある。
  - ▶同計画において、「施設の更新（建替え）は、複合施設を基本とする」「施設の更新は、市有地への整備を基本とする」などの基本方針があることから、耐用年数が経過している公立保育園の単独での建替え、借地園の建替えは、実施することができない。

### 2 公立保育園の在り方

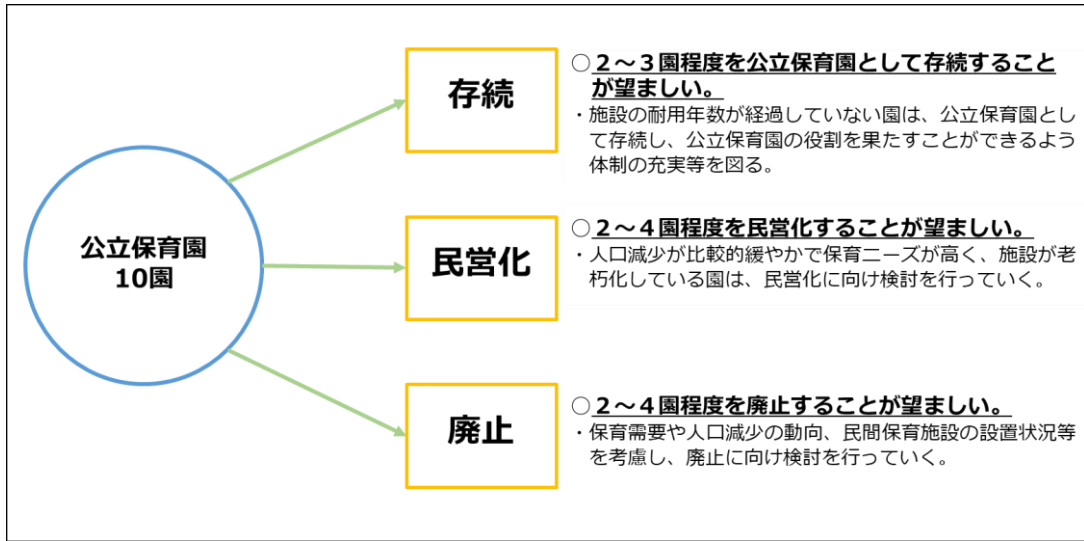
基本的な考え方に基づき、以下のとおり今後の公立保育園の在り方を示す。

- **2～3園程度を公立保育園として存続することが望ましい。**
  - ・施設の耐用年数が経過していない園は、公立保育園として存続し、公立保育園の役割を果たすことができるよう体制の充実等を図る。
- **2～4園程度を民営化することが望ましい。**
  - ・人口減少が比較的緩やかで保育ニーズが高く、施設が老朽化している園は、民営化に向け検討を行っていく。
- **2～4園程度を廃止することが望ましい。**
  - ・保育需要や人口減少の動向、民間保育施設の設置状況等を考慮し、廃止に向け検討を行っていく。

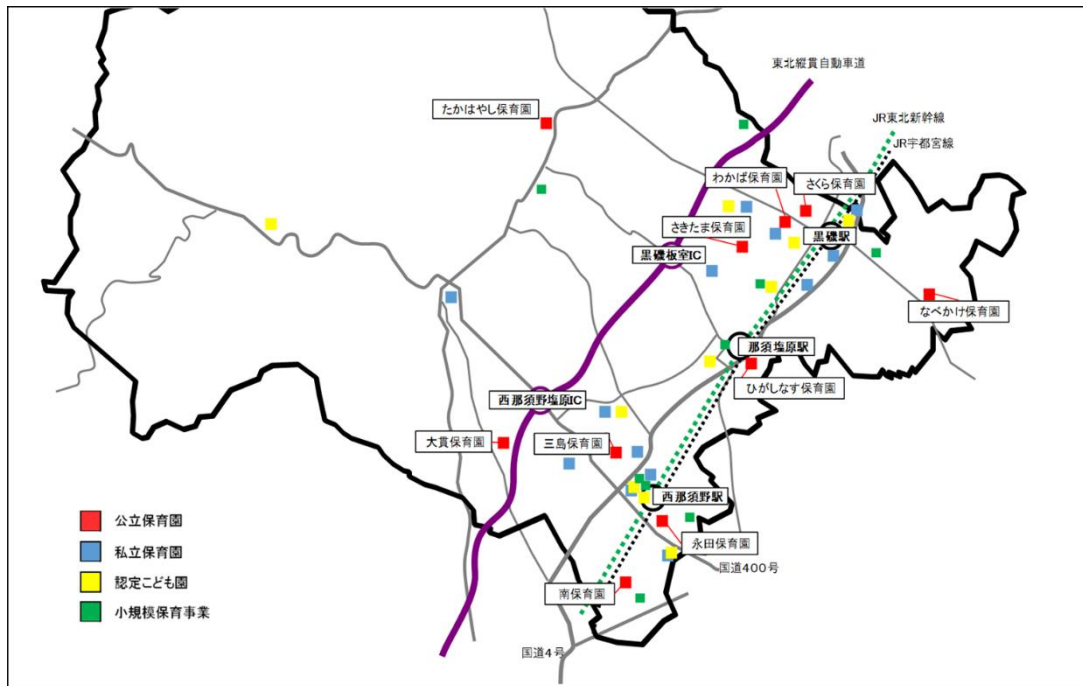
この在り方は、中長期的な視点から公立保育園の在り方を示すものとして、概ね20年後（令和23(2041)年度）までに実現を目指すものとする。

なお、社会情勢の変化や保育行政の動向等を踏まえ、必要に応じ概ね5年程度ごとに見直しを行うものとする。

また、本市の保育ニーズの変化、各施設の状況等を勘案の上、保育園整備計画において、民営化や廃止の対象園を定め、計画的に進めていくことを求める。



図表 15：公立保育園の在り方イメージ図



図表 16：公立保育園の配置状況

## V 公立保育園の保育サービスの在り方

### 1 公立保育園の保育サービスの現状

現在、公立保育園で提供している保育サービスは、保育年齢、11時間超の延長保育、一時保育の実施や子育てサロンの有無等について各園で差が見られるが、地区単位で見ると、各園が補完し一定の保育サービスを提供している。ただし、休日保育、病児・病後児保育を実施している園はない。

また、公立保育園での土曜保育の利用率は、各園定員の1～2割程度の利用にとどまっているが、保育の提供に当たっては、保育士・調理員等必要な職員の配置を行わなければならない。そのため、土曜日に出勤した職員が平日に代休を取る必要があり、クラス担任等が不在となることによって、通常保育の提供に少なからず影響が出ている。

現在、公立保育園においても保育士不足は生じており、配置基準は満たしているものの、サービスを拡充することができる人員体制にはなっておらず、人的資源を最大限活用し、現状の保育サービスを提供している。

地区	保育園名	定員	保育年齢	開園時間	土曜日 開園時間	保育標準時間利用		保育短時間利用		一時 保育	子育て サロン
						保育時間 ※11時間	延長保育 ※11時間超	保育時間 ※8時間	延長保育 ※8時間超		
黒磯	さくら	90	3ヵ月～	7:30～19:15	7:30～18:30	7:30～18:30	● ～19:15	8:30～16:30	7:30～ ～19:15		
	ひがしなす	120	8ヵ月～	7:30～19:15	7:30～18:30	7:30～18:30	● ～19:15	8:30～16:30	7:30～ ～19:15		
	たかはやし	90	8ヵ月～	7:30～18:30	7:30～18:30	7:30～18:30		8:30～16:30	7:30～ ～18:30		●
	なべかけ	60	8ヵ月～	7:30～18:30	7:30～18:30	7:30～18:30		8:30～16:30	7:30～ ～18:30		
	わかば	120	8ヵ月～	7:30～18:30	7:30～18:30	7:30～18:30		8:30～16:30	7:30～ ～18:30		
	さきたま	120	3ヵ月～	7:30～18:30	7:30～18:30	7:30～18:30		8:30～16:30	7:30～ ～18:30	● 1歳～	
西那須野・塩原	永田	120	5ヵ月～	7:30～18:30	7:30～18:30	7:30～18:30		8:30～16:30	7:30～ ～18:30	● 1歳～	
	三島	100	5ヵ月～	7:30～19:15	7:30～19:15	7:30～18:30	● ～19:15	8:30～16:30	7:30～ ～19:15		
	南	100	5ヵ月～	7:30～19:15	7:30～19:15	7:30～18:30	● ～19:15	8:30～16:30	7:30～ ～19:15		
	大貫	60	3ヵ月～	7:30～18:30	7:30～18:30	7:30～18:30		8:30～16:30	7:30～ ～18:30		

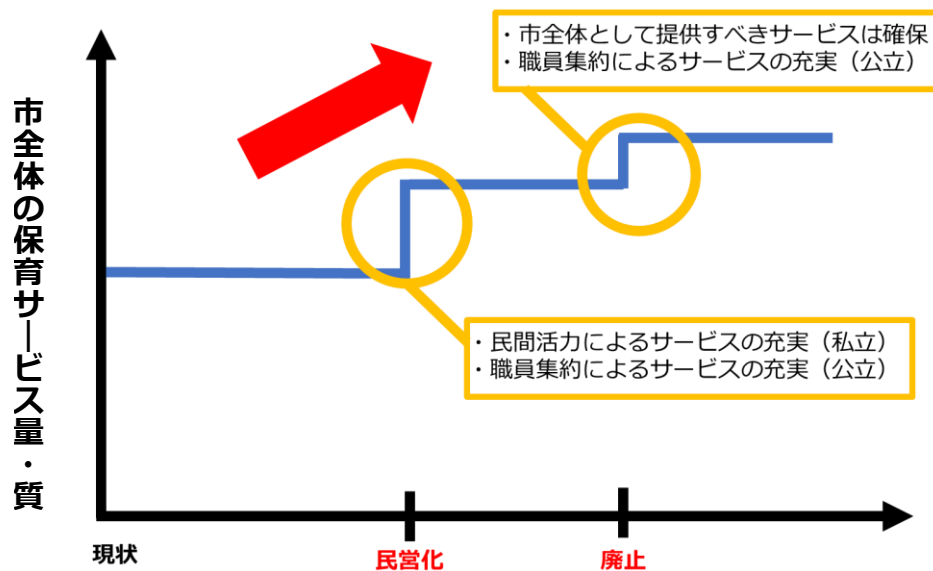
図表 17：公立保育園の保育サービス一覧

## 2 公立保育園の保育サービスの在り方

保育士不足等により提供体制が整わない中では、公立保育園の保育サービスの拡充は困難であるが、現行サービスは引き続き提供していくとともに、継続して保育の質の向上に取り組む必要がある。併せて、多様な保育ニーズに応えることができるよう、次のとおり対応する必要がある。

### (1) 公立保育園の民営化等による保育サービスの充実

- ・公立保育園の民営化の際は、民間活力による保育サービス（一時保育、休日保育、延長保育等）の充実を図ること。
- ・公立保育園の民営化や廃止は、存続する公立保育園での正職員保育士の集約につながることから、民営化等の進捗に併せ保育サービスの充実を図ること。



図表 18：民営化等によるサービス充実（イメージ図）

### (2) 一時保育の充実

- ・一時保育はニーズが高く、子育て支援の充実につながるため、一時保育の充実を図ること。
- ・民営化の際には一時保育の拡充を図ること。
- ・公立保育園の一時保育の保育年齢（1歳から）では、ニーズに十分対応していないため、ニーズに応じた保育年齢の変更に向けた検討を行うこと。

### (3) 休日保育の実施に向けた検討

- ・那須塩原市の基幹産業である観光業を始め、休日に就業している保護者の保育ニーズに対応するため、休日保育の充実を図ること。
- ・民営化の際には休日保育の拡充を図ること。

- ・民間での実施が困難となった場合に備え、市として休日保育の提供体制を確保できるよう、公立保育園での実施に向けた検討を行うこと。

#### **(4)土曜保育の集約の検討**

- ・よりよい通常保育を実施していくことや職員の労働環境改善に資することによる人材の確保、質の高い保育の提供体制を構築することが期待できるため、利用者のニーズ等を把握した上で、公立保育園における土曜保育の集約について検討を行うこと。

#### **(5)病児・病後児保育の実施に係る支援**

- ・病児・病後児保育は、看護師の配置など設置に関する基準を満たすことが難しいことや医療機関と密接な連携が必要となることから、市としては、公立保育園が直営で実施するのではなく、現在病児・病後児保育の提供をしている施設が継続することができるよう適切な支援を行うこと。

#### **(6)医療的ケア児※等に対する支援体制の構築**

- ・令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行された。同法の趣旨に鑑み、市として保育園等における医療的ケア児等に対する支援体制を構築すること。

##### **※医療的ケア児**

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童のこと。

#### **(7)連携支援体制の充実**

- ・地域の子育て支援拠点としての役割が果たせるよう、関係機関（児童相談所、子ども・子育て総合センター、保健センター（子育て世代包括支援センター）、児童委員など）との連携を深化させ、園児の保護者や地域の子育て家庭に対する支援が切れ目なく行えるよう体制の充実を図ること。

#### **(8)研修の充実**

- ・公立保育園においては、要支援児を始め支援を必要とする児童を多く受け入れている。支援を必要とする児童（家庭）は、それぞれに状況が異なり、適切に支援を行っていくためには、相応の知識や技術・ノウハウが必要となる。公立保育園の役割を果たし、質の高い保育サービスを提供するためには、保育士のスキルアップは欠かせないため、保育士の研修機会の充実を図ること。

## VI おわりに

### 1 さらなる子育て環境の充実に向けた提言

本検討は、「I はじめに」に示しているとおり、保育園整備計画に基づき、近い将来の保育需要の減少や多様化する保育ニーズに対応した公立保育園の在り方を示すために行った。

しかしながら、人口減少下において、公立保育園を始め、保育園等だけで保育・子育て支援ニーズに全て対応するという事は困難になってくるものと思われる。引き続き、保育園等の保育サービスの充実は図りつつも、今後は地域全体として、多様な保育・子育てニーズを受け止める環境整備を行う必要があると考えられる。

そのため、検討会の議論の主旨である「公立保育園の在り方」より、踏み込んだ意見となるが、今後の那須塩原市の子育て環境の充実に欠かせない点であるため、以下のとおり提言したい。

#### (1) 一時保育の充実に向けた提供体制の検討

- ・一時保育は、家庭で保育をしている人が、一時的な就労・冠婚葬祭・通院・リフレッシュなどにより、一時的に保育を必要とする場合に活用するものであるが、保護者自身のためだけでなく、支援の必要な家庭を見つけること、虐待予防に効果があることなども指摘されている。一時保育は、子育て支援に有用な事業であることから、今後も充実を図る必要がある。
- ・しかしながら、現在、保育園等で行っている一時保育は、利用率が高くなっており、利用を希望する保護者にとって利用しづらい環境となっている。保育園等ですべてのニーズに対応することは、保育士の確保や保育室等の設備面から難しいと思われる。
- ・そこで、近隣市の「一時保育センター」のような一時保育に特化した提供体制を構築するなど、保育園等での一時保育に限らない提供体制の整備について検討を進めていただきたい。

#### (2) 子育て相談センターの機能強化等の検討

- ・公立保育園の在り方の実現を目指す中では、園を廃止することも進めていかなければならないが、その際に廃止する園が担っていたセーフティネットとしての役割や保育サービスが低下することがあってはならない。
- ・廃止する園が担っていた役割等は廃止園周辺の保育園等や存続する公立保育園で担うことを基本としつつも、子育て相談センターの機能を強化するなどし、保育園等以外での対応も図っていくべきである。
- ・具体的な例を次のとおり示す。子育て相談センターの「発達支援室（おひさまルーム）」は、発達支援の相談窓口として機能しているが、保育機能を追加することなどにより、要支援児のセーフティネットとしての役割を担うことができる可能

性がある。また、子育て相談センターの子育てサロン（地域子育て支援拠点）と前項で述べた特化型の一時保育を併設することで、公立保育園の「④地域の子育て支援拠点としての役割」や保育サービスの提供を補完することができると考えられる。

- ・こうした公立保育園の役割等をバックアップする体制の整備についても検討を進めていく必要がある。

### (3)関係機関の連携強化と包括的な支援体制構築の検討

- ・様々な理由により支援が必要となっている児童（家庭）が増加している。
  - ▶障害など発達上の課題があり支援を必要とする児童（家庭）。
  - ▶ひとり親家庭、貧困家庭、外国籍家庭など特別な配慮を必要とする家庭であることにより支援を必要とする児童（家庭）。
  - ▶被虐待（虐待の疑い）により支援が必要な児童（家庭）。
  - ▶少子化社会の進展、核家族化、地域のつながりの希薄化などにより、子育てが「孤育て」化し、身近に相談できる相手がいなことから、問題を抱えこんでしまう家庭。 など
- ・支援を必要とする児童の中には、複数の相談機関、医療機関、療育機関等で、相談、診察、療育等の支援を受けている場合がある。児童にとって有効で一貫した支援が行われるためには、それらの機関が連携して、お互いに情報を共有し、支援方針の共通理解を図る必要がある。
- ・それぞれの分野においては、相談機関（相談支援体制）が既にあり、相談支援の充実や強化等を各計画で掲げている。今後はそうした相談機関や関係機関が円滑に連携できる仕組み・体制の構築が必要となる。

#### 【子ども・子育て総合センター】

- 「子ども家庭総合支援拠点」（虐待を含め、子ども家庭支援全般）
- 「発達支援システム」（出生から20歳までの発達に支援が必要な子・保護者への切れ目ない支援）
- 「家庭児童相談室」（18歳未満のお子さんがある家庭の悩みや相談）
- 「婦人相談」
- 「ひとり親家庭（母子・父子・寡婦）相談」
- 「就学相談」
- 「子育て相談センター（子育てサロン・発達支援室）」

#### 【子ども・子育て支援】

- 「利用者支援事業」（子育てコンシェルジュ・保育コンシェルジュ）
- 「地域子育て支援拠点事業」

#### 【母子保健】

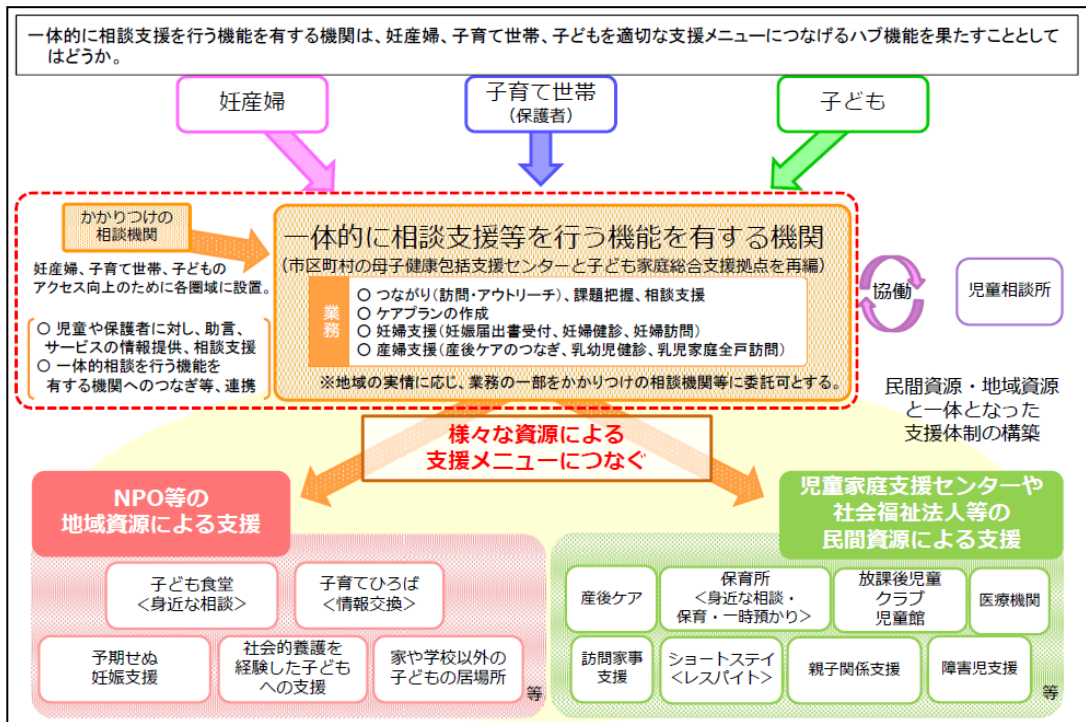
- 「子育て世代包括支援センター」（妊娠期から子育て期の総合的な相談支援）

#### 【障害児福祉】

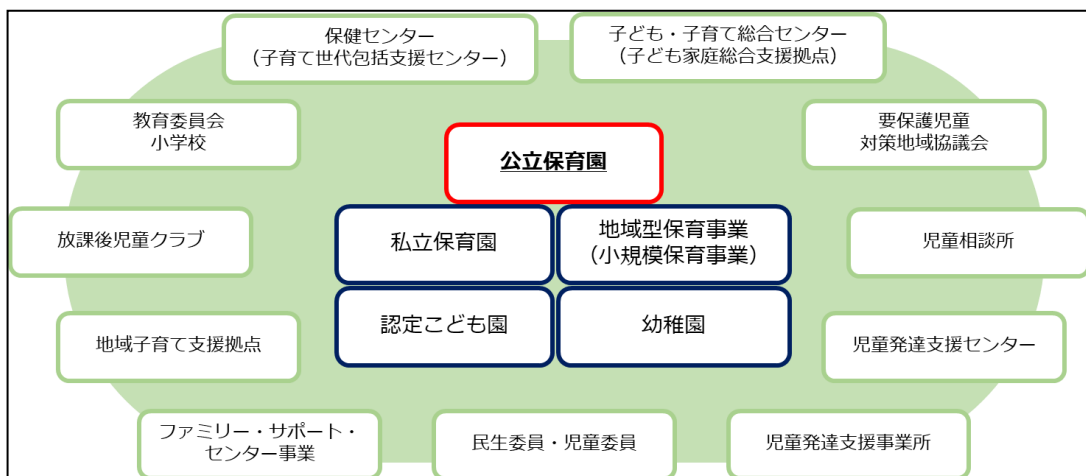
- 「障害者相談支援センター」



- ・地域の関係機関との連携が強化され、それを活用することが、那須塩原市の保育のサービスや質の向上にもつながっていくものと考えられる。
- ・また、国（社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会）においては、「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」の再編について議論されている。一体的な相談支援機能を有する機関の設置は、包括的な子育て支援体制の構築につながるものであるため、国の動向を注視し、那須塩原市においてもそれらの再編等について検討いただきたい。



図表 19：一体的に相談支援等を行う機能を有する機関（イメージ図）  
（第 33 回社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会資料より）



図表 20：保育園等が連携を図るべき主な地域の関係機関等



## 2 おわりに

今後、公立保育園の在り方の実現に向け、民営化や廃止を具体的に進めるに当たっては、これまで各園が果たしてきた役割等を踏まえた上で、保護者等の意見を十分に反映し、保育現場に混乱をもたらすことなく、児童にとって最もよい選択となるように、慎重に行われる必要がある。

少子化や保育ニーズの多様化など、保育を取り巻く環境が大きく変化する中、諸課題に公立保育園だけで対応するのは現実的ではなく、民間保育施設と協力しながら、または役割分担をしながら、地域全体で児童と家庭の支援を行っていくことがさらに重要になってくるものと思われる。

検討会が示した意見が、今後の那須塩原市の保育サービスの充実や子育て環境の充実のために有効に活用されることを期待する。

## 1 検討の経過

開催日程	議事
第1回 令和3年7月30日	(1) 那須塩原市公立保育園在り方検討会について (2) 那須塩原市の保育に関する現状と課題について (3) 公立保育園の役割について
第2回 令和3年10月27日	(1) 公立保育園の役割について (2) 公立保育園の在り方について
第3回 令和3年12月20日	(1) 公立保育園の在り方について (2) 公立保育園の保育サービスの在り方について
第4回 令和4年2月2日 (書面による)	・ 公立保育園在り方検討会報告書(案)について

## 2 那須塩原市公立保育園在り方検討会設置要領

(設置)

第1条 今後の那須塩原市における公立保育園の在り方について検討するため、那須塩原市公立保育園在り方検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 公立保育園の在り方に関すること
- (2) その他検討会が必要と認める事項

(組織)

第3条 検討会は、次に掲げる6人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内私立保育園の代表者
- (3) 市内認定こども園の代表者
- (4) 市内子ども・子育て支援に関する特定非営利活動法人の代表者
- (5) 市立保育園の代表者
- (6) 子ども未来部長

(任期)

第4条 委員の任期は、委員となった日からその日の属する年度の末日までとする。

(会長)

第5条 検討会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に召集する会議は、市長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、子ども未来部保育課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年6月15日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

### 3 検討会委員名簿

No.	所属・職名	氏名	選出区分	備考
1	宇都宮大学共同教育学部 教授	長谷川 万由美	1号委員 学識経験者	会長
2	社会福祉法人那須若葉会 ひばりヶ丘保育園 園長 (那須塩原市民間保育園長会)	秋間 要一	2号委員 市内私立保育園代表者	
3	学校法人あけぼの学園 認定あけぼのこども園 園長 (那須塩原市認定こども園連合会)	齋藤 達成	3号委員 市内認定こども園代表者	
4	特定非営利活動法人 子育てほっとねっと 理事長	西田 由記子	4号委員 市内子ども・子育て支援 NPO法人代表者	
5	那須塩原市立さきたま保育園長	谷口 悦子	5号委員 市立保育園代表者	
6	那須塩原市子ども未来部長	田代 正行	6号委員 子ども未来部長	